

# 令和7年度鹿島臨海工業地帯競争力強化将来ビジョン推進業務委託の公募に関する説明書

令和7年6月18日に公告した標記業務委託に係る公募型プロポーザルの執行及び契約の締結にあたり、必要な手続き等については関係法令によるほか、この説明書によるものとする。

## 1 調達に付する事項

### (1) 委託業務名

令和7年度鹿島臨海工業地帯競争力強化将来ビジョン推進業務委託

### (2) 委託業務の目的

令和3年3月に策定した、「鹿島臨海工業地帯競争力強化将来ビジョン」が5年間の推進期間を経て今年度改定時期を迎える。そこで、今年度事業では、将来ビジョン改定に伴い、当工業地帯の重要性、今後の推進計画等を発信していくPRパンフを作成し、各施策を取組むにあたり、地域の方々や立地企業、関係行政への理解、協力を得るための手段として活用していく。

また、スマート保安推進事業では、2年連続でDX・スマート保安に関するソリューションを扱っている企業と立地企業とのマッチング支援会を開催し、立地企業より「最新の情報収集」と「企業同士のつながりの場」として好評の声をいただき、一定の効果を実感しているところ。第3回のマッチング支援会開催を検討し、立地企業のDX・スマート保安の導入底上げを図る。また、過去2回のマッチング支援会の結果を効果分析し、今後のコンビナートでのDX導入推進に関する検討へ反映していく。

### (3) 委託業務の内容

別添「令和7年度鹿島臨海工業地帯競争力強化将来ビジョン推進業務委託仕様書」のとおり。

### (4) 委託期間

契約締結日から令和8年3月23日まで

### (5) 見積限度額

6,495,925円（消費税及び地方消費税額を含む）

## 2 契約の方法

### (1) 契約方法

随意契約

### (2) 契約の相手方の候補の選定

公募によりプロポーザルを募集し、その内容を審査して優秀な提案者を選定し、随意契約の相手方の候補とする手続（公募型プロポーザル方式）による。

## 3 参加者の資格要件

当該プロポーザルに参加しようとする者は、以下の全ての資格要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36条）第2条第1号から同条第3号の規定に該当する者でないこと。
- (5) 国税または地方税を滞納していない者であること。
- (6) 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。
- (7) 過去に同種又は類似の業務を実施した実績を有する者であること。

#### 4 提出書類及び提出部数

##### (1) 提出書類及び提出部数

※送付の場合

- ①企画提案提出書 (様式1) 1部
- ②資格要件に係る申立書 (様式2) 1部
- ③企画提案書 (任意様式) 5部

企画提案書は仕様書を踏まえ作成し、次に示す事項については、必ず記載すること。

ア 業務の実施体制及び業務実施スケジュール

イ 業務実施方針及び業務手法

ウ 企画競争参加者の同種又は類似業務の実績

エ 企画競争参加者の概要等

- ・企画競争参加者の概要 (資本金、従業員数、業種、主な業務内容等)
- ・担当者名及び連絡先

- ④経費見積書 (任意様式) 1部

仕様書及び提案内容に沿って積算した経費別内訳を明記すること (消費税及び地方消費税額を含む)。

- ⑤会社概要 (パンフレット等) 5部

##### (2) 提出期限

令和7年7月4日 (金) 午後5時まで

##### (3) 提出先 (担当課)

茨城県政策企画部地域振興課 鹿行グループ

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番地 6

電話 029-301-2730 FAX 029-301-2789

メール chikei3@pref.ibaraki.lg.jp

##### (4) 提出方法

電子メールまたは郵送 (送付記録が残るもの) に限る。

なお、電子メールで提出したときは、電話で到着確認を行うこと。

#### 5 評価項目及び審査方法

##### (1) 評価項目

提出された企画提案書等は、県が設置した審査委員会において、下記の評価項目を基に総合的に評価し選考するものとする。

(企画提案書評価項目)

評価項目		評価基準
業務実施体制	会社概要	本業務を遂行するための企業規模は妥当であり、経営の健全性に問題はないか。
	実績	同種の業務について、受託実績等があり、優れた情報収集能力を持っているか。
	見積書	積算根拠の妥当性は確保されているか。
業務実施計画	工程の妥当性	計画の具体性や業務の実現可能性はあるか。
業務実施方針	提案内容	仕様書記載の業務内容について全体的確に提案されているか。
		業務内容に関する知識・知見を持っているか。
		業務の実施体制、実施方針及び実施手法は妥当なものか。
		総合的に本業務の目的及び内容等の理解度が高く、提案内容に実現性があるかどうか。

## (2) 審査方法

提出された企画提案書は、担当部局内に設置した審査委員会において、(1)の評価項目により審査を行う。(プレゼンテーションは実施しないが、必要に応じてヒアリングを行うことがある。)

## (3) 審査結果の通知

審査結果については、決定後速やかに書面により通知する。なお、審査については非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

## 5 質問の受付

### (1) 質問方法

本件の内容に関する質問については、質問票(様式3)を用い、担当部局において電子メールのみにより受け付ける。

### (2) 質問期間

令和7年6月18日(水)から令和7年6月27日(金)午後5時まで(茨城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)に定める休日を除く)。

### (3) 回答方法

質問に対する回答は、質問者に対して電子メールで回答を行う。

## 6 その他

### (1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、財務規則第138条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部を免除する。

### (2) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

### (3) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書は返却しない。

### (4) 提出期限後の提出書類の変更、差し替えまたは再提出は認めない。

### (5) 採択された企画提案書の著作権は茨城県が承継するものとする。

### (6) 契約書の作成要否：要

### (7) 企画提案書の審査内容は非公表とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

### (8) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。

### (9) 委託金額については、採用決定後、見積合わせにより別途決定する。

### (10) 企画提案の審査は提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、提案された内容について必要に応じて変更する場合がある。

## 企画提案提出書

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿  
(政策企画部地域振興課扱い)

住 所  
商号又は名称  
代表者名

この事業に企画を提案したいので、別添のとおり関係書類を提出します。

### 記

- 1 事業名  
令和7年度鹿島臨海工業地帯競争力強化将来ビジョン推進業務委託

### 2 プロポーザル提出者の記載責任者及び連絡先

氏名 (ふりがな)	
所属	
電話番号	
F A X	
Email	

## 資格要件に係る申立書

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿  
(政策企画部地域振興課扱い)

住 所  
商号又は名称  
代表者名

茨城県が実施する令和7年度鹿島臨海工業地帯競争力強化将来ビジョン推進業務委託の企画提案競争の参加に要求される下記の資格要件を全て満たす者であることを申し立てます。

### 記

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)に基づく競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。  
物品調達等競争入札参加有資格者登録番号 No. \_\_\_\_\_
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36条)第2条第1号から同条第3号の規定に該当する者でないこと。
- (5) 国税または地方税を滞納していない者であること。
- (6) 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。
- (7) 過去に同種・類似の業務を実施した実績を有する者であること。

質 問 票

令和 年 月 日

<p>「令和7年度鹿島臨海工業地帯競争力強化将来ビジョン推進業務委託」 プロポーザルに係る質問・回答</p>
<p>質問者：名称又は商号 所属 担当者名 TEL FAX</p>
<p>質 問：</p>
<p>回 答：</p>